桜川市サイクリングによるまちづくり支援業務

委託仕様書

平成28年11月

桜　川　市

１．委託業務名

桜川市サイクリングによるまちづくり支援業務

２．履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月15日まで

３．履行場所

桜川市　外

４．目的

　　桜川市では、茨城県及び県内１３自治体と連携して日本一のサイクリング環境の構築に取り組んでおり、その一環として、サイクリストを始めとする来訪者向けの商品を開発すると共に、自転車道のチェックや利用者のマナー向上により安全で快適な走行環境を整備し、つくば霞ヶ浦りんりんロードを活用した誘客により地域経済の活性化を図ることを目的とする。

５．予算額

11,407,392円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

６．業務内容（業務内容については、受託者決定後に詳細を記載する。）

（１）新規商品開発業務

桜川市の特産品（ユメシホウ、福来みかん等）を原材料としたサイクリスト向け商品のアイデアを提案にもとづき考案すること。

（２）既存商品パッケージ等改良業務

桜川市内の既存商品を「桜川市のお土産」として認識でき、販売促進につながるようなパッケージ等を提案にもとづき改良すること。

　（３）共有資材（手提げ袋、包装紙等）のデザイン制作に関する業務

　　　　桜川市内の既存商品を「桜川市のお土産」として認識でき、販売促進につながるような共有資材のデザインを提案にもとづき制作すること。

（４）（仮称）りんりんパトロール隊（以下、「パトロール隊」という。）活動支援業務

パトロール隊の活動、つくば霞ヶ浦りんりんロードを含む周辺地域のサイクリング環境をＰＲするための広報ブース、展示用装飾品及びパトロール隊が使用するためのユニフォームを提案にもとづき製作すること。

なお、広報ブース及び展示用装飾品は、屋内外両方で使用でき持ち運びが可能なもので、サイズは３ｍ×３ｍとする。

７．成果品

成果品については、受託者決定後に詳細を記載する。

８．市とのパートナーシップ

　（１）本事業を円滑に遂行するため、受託者は、事業期間において、全体を総括する責任者を定め、市とのパートナーシップを構築し、各種業務に一元的に対応すること。

　（２）市は、受託者が本業務を円滑に遂行できるよう、市民、事業者等の調整等、必要な事務を積極的に行うものとする。

９．成果の帰属

（１）本業務に基づく成果としての著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、対価（本件委託料）の完済により、原則として桜川市に帰属する。また、本著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利も侵害しないものであることについて、受託者が保証するものとする。さらに、本著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者はその責任と負担のもと、これに対処、解決するものとする。ただし、桜川市の指示によることに起因する場合はこの限りでない。

（２）受託者は本業務に基づく成果としての著作物の著作者人格権を行使しないよう必要な措置を講ずるものとする。

10．秘密保持

（１）本業務に関し、桜川市から受領又は閲覧した資料等は、桜川市の了解無く公表又は使用してはならない。

（２）本業務で知り得た桜川市及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。

11．書類の整備

本業務に係る帳簿、支出証拠書類等を整備するとともに、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管する。

12．再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の効果を向上するために必要と思われる業務で、発注者の承諾を受けた場合は、その一部を第三者に委託することができる。

13．その他

業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、都度、協議して定める。

14．問合せ・納入先

桜川市役所総合戦略室

住所：〒309-1293　茨城県桜川市羽田1023

電話：0296-58-5126（直通）